

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 22 年度第 4 四半期）
デリバティブ関係(金利系)

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	22年度(あ)第17号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ契約を中途解約し、解約清算金の免除を求める。 ・B銀行は当社のメインバンクであり、当社は本件契約以外に、他行も含めて、デリバティブ契約をしていない。 ・当社としては、特段の長期固定金利志向があるわけではないが、B銀行のすすめもあり、B銀行を信頼して締結した。 ・商品説明を受けた際は、専門用語が多く説明時間も短いため、理解できなかつたし、中途解約ができないということも理解していなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・契約当時、A社の借入れはすべて変動金利によるものであったので、その一部の金利上昇リスクのヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘した。 ・商品説明時には、提案書を交付し、丁寧に説明しており、A社社長の理解も得た。 ・一方で、当行担当者がA社に融資を期待させるような説明をした可能性を否定し切れないので、解約清算金と未払金の合計金額の一部を当行が負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成22年11月2日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会はB銀行担当者の本件契約の説明において、本件契約が融資契約と関連するかのような誤解を生ぜしめ、説明義務の観点から問題の余地があると判断した。 ・よって、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約する旨の合意を成立させ、B銀行が解約清算金全額を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことからあっせん成立となった。 ・平成23年1月6日付けで和解契約書を締結した。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	22年度(あ)第22号
申立ての概要	優越的地位を濫用して締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ契約を中途解約し、解約清算金の支払義務がないことの確認と既払金の一部返還を求める。 ・本件契約当時、B銀行は当社のメインバンクではなかった。B銀行に融資を依頼したところ、本件契約の勧誘を受けた。 ・本件契約がリスク商品であることは認識していたが、融資を受けたかったこともあり、締結した。本件契約を締結すれば融資をしてもらえと思った。 ・本件契約当時、当社に金利上昇リスクのヘッジニーズはなかった。 ・本件契約の説明資料は見たが、商品内容の説明を受けた記憶はない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社が他行に借入を打診していると聴き、当行での借入れを提案した。 ・A社の他行からの借入額と、当行からの融資額をもとに本件契約を提案し、締結に至った。 ・本件契約の締結にあたり、当行は説明資料を用いて、中途解約が不可であること、中途解約した場合に清算金が発生すること等をA社に説明している。本件契約と融資が別契約であることは何度も説明をしている。 ・A社は当行以外の金融機関からの借り入れもあり、当行には本件契約に関して優越的地位の濫用等の問題はないと考える。 ・しかし、あっせん申立てがされたことを真摯に受け止め、当行が一定の負担をすることは検討したい。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん不調(申立人があっせん案不受諾)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成22年11月29日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、A社は本件契約の締結に消極的であったにもかかわらず、融資を継続的に受けることを前提に、本件契約を締結したと思われるような勧誘方法に問題があったことを指摘した。 ・よって、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約する旨の合意を成立させ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、B銀行はあっせん案を受諾したが、A社はあっせん案の受諾を拒否したため、あっせん手続は終了となった。

事案番号	22年度(あ)第28号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ契約を中途解約し、解約清算金の免除を求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行は当社のメインバンクであり、取引を開始し現在に至るまで一行取引である。円建ての融資契約と外貨建ての融資契約があった。 ・本件契約の締結時、B銀行の担当者からは、金利上昇リスクや為替リスクをヘッジできるということのみが強調され、本件契約のリスクに関する説明はなかった。 ・B銀行とは融資契約もあり、特に契約しなければ融資しないというような威圧的な行動はなかったが、本件契約を締結しないといけないと感じ、契約にいたった。本件契約の仕組みについては、十分に理解していない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社は、当行がメインバンクである。 ・当行は、A社と円建ての融資契約と外貨建ての融資契約をしていたので、本件契約を提案した。 ・A社に対する本件契約の説明は、提案書を用いて、メリット、デメリットを含めて丁寧に行っている。A社社長から理解した旨のコメントももらっており、説明方法において問題はなかったと考える。 ・しかし、互譲の精神により、解約清算金の一部を負担する用意はある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成22年10月21日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に優越的地位の濫用及び説明義務違反があったとはいえないが、A社にとって相当な範囲のヘッジ比率の検証が十分でなかったと判断した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約する旨の合意を成立させ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年1月24日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第43号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ契約を中途解約し、解約清算金等の一部免除を求める。 ・当初には本件契約のニーズはなく、本件契約を締結すれば融資を受けられると思い、付き合いで締結した。 ・本件契約の提案書について説明を受けた記憶はあるもの、詳細な商品内容は理解していない。特に、金利の動向によって発生する損失金額を聞いていれば、本件契約は締結しなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当時、A社の借入れはすべて変動金利であったので、その一部の金利上昇リスクをヘッジしたいというニーズを確認したことから、本件契約を提案した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本件契約については、A社社長に対し、提案書を使って複数回にわたり丁寧に説明しており、説明方法に問題はなかったと認識している。 ・当行としては、本件契約を勧誘するに当たり、当行担当者がA社に融資を期待させるような説明をした可能性について疑問の余地があるので、本件契約の解約に応じ、解約清算金等の一部を当行が負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成22年12月20日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会はB銀行の説明方法に若干の不十分性が認められる点を指摘した。 ・よって、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約する旨の合意を成立させ、B銀行が解約清算金の一部を負担すること、A社の既払金全額を返還することというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年3月31日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第44号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ契約を中途解約し、解約清算金等の一部免除を求める。 ・当社はB銀行と取引はなかったが、本件契約をすることで融資をしてもらえると思ひ、付き合いで本件契約を締結した。借入金利を固定化するニーズはない。 ・商品説明は十分ではなく、商品性についてはほとんど理解していない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行はA社社長から融資にかかる金利安定化のニーズを確認したうえで、本件契約を提案した。融資を条件とするといった説明はしていない。 ・当行としては、本件契約のヘッジ対象である借入額の検証が不十分であった点を認め、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意はある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成22年12月20日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の商品説明の方法において問題の余地があること、リスク対象額の検証が不十分であることを指摘した。 ・よって、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約する旨の合意を成立させ、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことからあっせん成立となった。

	・平成 23 年 3 月 31 日付けで和解契約書を締結した。
--	---------------------------------

事案番号	22 年度(あ)第 58 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ契約について無償での解約を要求する。 ・当社は、借入金利に特段の志向はなく、固定金利か変動金利かを気にしたことはあまりなく、固定金利志向であるというようなことはない。したがって、本件契約は必要のないところであるが、融資を受けるためにやむなく本件契約を契約した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の商流や業況等をヒアリングし、固定金利志向ニーズを確認したうえで本件契約を提案したものである。 ・本件契約の商品性やリスクは、A社社長にも説明しており、理解した上で契約書等に記名押印をしたと理解している。 ・融資と本件契約は別個の契約であることは明確に説明しているが、本件契約と融資の提案が同時期であったことにより、セットであるかのような誤解を生じせめた可能性がある点は否定しない。よって、当行が一定の負担をする用意はある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成 23 年 2 月 1 日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件取引と融資をほぼ同時期に提案していることが、A社に本件契約と融資がセットであると誤解を与えた可能性があることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約する旨の合意を成立させ、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 3 月 31 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22 年度(あ)第 66 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行と締結したデリバティブ契約について無償解約と既払金の一部返還を求める。 ・B銀行から本件契約の勧誘を受けて締結したが、金利を長期固定化するニーズがあったわけではなく、融資のほか様々なサポートが約束されるとの発言を信じ

	<p>て締結した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品の説明はひととおり受け、内容は理解していた。 ・しかし、その後、低金利が続き本件取引のメリットを享受できないばかりかB銀行から融資を断られるなど、当初の約束が反故にされたと考えている。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社から金利上昇リスクをヘッジしたいというニーズを把握し勧誘している。本件契約を締結することが融資等による将来の支援を約束するものであるとの誤解を生じさせるような説明をしてはいない。 ・しかし、当行は、互譲の精神により解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成22年12月2日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対してA社に対する勧誘において、将来の支援を約束するといった誤解を生じさせた可能性は否定できないことを指摘した。 ・よって、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約する旨の合意を成立させ、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことからあっせん成立となった。 ・平成23年3月9日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第68号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ契約を中途解約し、解約清算金の一部を負担することを求める。また、本件にかかる根抵当権の解除も求める。 ・当社の借入れは長期借入れを基本とし、変動金利で借入れ、都度、返済計画を見直す方法で返済しており、本件契約を締結して借入金利を固定化するニーズはなかった。 ・B銀行担当者から説明を受けたが、商品内容は理解できず、何度も執拗に勧誘され、本件契約を締結しないと融資をしないとされたため、締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社が長期借入れをしている事業資金について借入金利を固定化するニーズを把握したことから、本件契約を提案した。 ・根抵当権の担保の範囲について、本件契約が対象になることは了承していたと考えており、具体的な説明はしていないものの、そのことに大きな問題があったとは考えられない。 ・当行は本件契約の勧誘にはなんらの問題はなく、A社の要望には応じられない。
あっせん	【申立受理→あっせん打ち切り】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none">・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成23年1月18日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことからあっせん手続を打ち切った。
-------	---

以上